

【報告 2】第 9 回線引き見直しについて

大阪府は市街化区域及び市街化調整区域の区域区分(線引き)を、昭和 45 年の当初決定以降、概ね 5 年毎に府内一斉で見直しを実施。次回見直し(第 9 回)は令和 7 年度。

1. 区域区分(線引き)制度について(大阪府決定)

①区域区分(線引き)とは

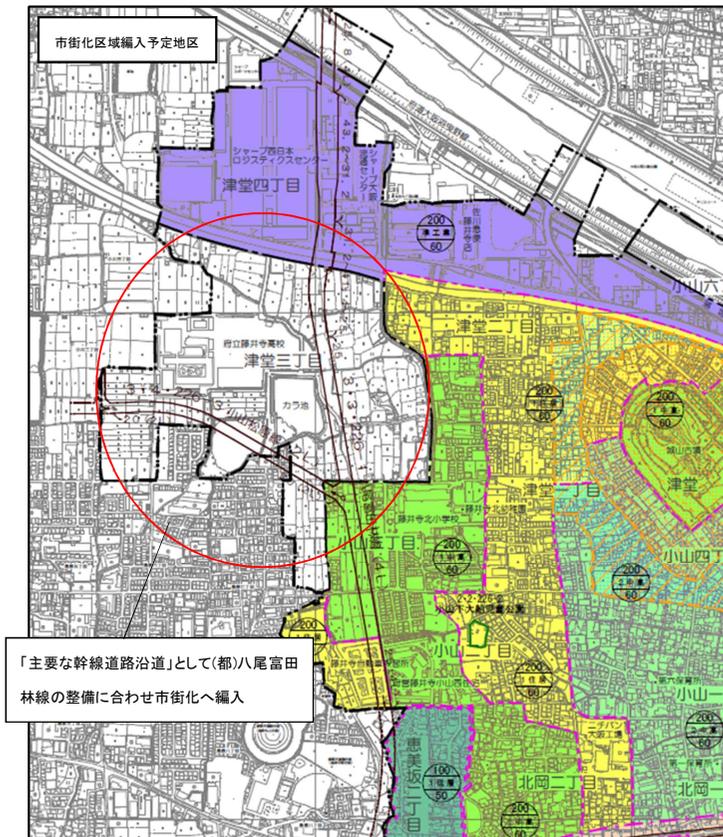
市街化を促進する区域(市街化区域)と、市街化を抑制する区域(市街化調整区域)に区分することにより、限られた都市整備財源を効率的に投資し市街地を計画的に整備・改善する一方、開発行為を抑制し自然環境の保全を行うことを目的とする制度。

市街化区域は、人口、産業の見通し等から、市街地として必要と見込まれる区域の規模を予測し見直しを行う

②第 9 回区域区分変更についての基本方針

市町村マスタープラン等との整合を図り、都市機能を集約する区域や交通ネットワークを活用した産業立地を促進する区域においては、必要最小限の区域で市街化区域へ編入。

※別添資料 第 9 回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針(概要)参照



2. 第 9 回線引き見直しに係る今後のスケジュール(予定)

令和 6 年 11 月	市都計審報告
令和 6 年 12 月	都市計画案市民説明会 意見募集 (パブリックコメント)
令和 7 年 4 月頃	都市計画の案の縦覧
令和 7 年 7~8 月頃	市都計審 (諮問) 府都計審 (諮問)
令和 7 年 10 月頃	都市計画の決定及び変更の告示

▶区域区分の変更に伴い、用途地域や土地区画整理事業、地区計画の決定などについて付議予定

3. 都市計画(案)

津堂・小山地区において、地権者が中心となり土地区画整理事業に向けたまちづくりに取り組まれており、計画的な市街地の形成を図る

区域区分	用途地域	地区計画	防火・準防火地域	関連都計道路
市街化区域 (今回編入)	第一種住居地域 約1.6ha	住環境整備エリア	準防火地域 (今回指定)	小山松原線 ・線形変更 ・幅員変更
	準工業地域 約21.9ha	事業活用エリア		

